

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和7年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
妙高市いきいきプラザ	妙高市中町4番16号	老人憩の家(大集会室)	82.10	令和7年3月24日
		老人憩の家(小集会室)	48.80	